

# 特別障害者手当について

精神又は身体に著しく重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障がいの状態にある在宅の20歳以上の人に対して支給されます。

障がいのある人が身体障害者手帳や療育手帳を所持していない場合でも、状態によっては受給できることがあります。参考 政令で定める障がいの状態（別紙）

## ● 手当額

月額 30,450円（令和8年4月分から）

※ 手当は、2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月までの3か月分が支給されます。

※ 所得による支給制限があります。

※ 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく介護手当を受給している場合は、支給額が調整されます。

※ また、支給決定となった場合、請求日の翌月分から支給されます。

### 【所得制限限度額】

扶養親族等の数	受給者本人	配偶者・扶養義務者
0人	3,661,000円	6,287,000円
1人	4,041,000円	6,536,000円
1人増	380,000円	213,000円

## ● 受給資格喪失要件

(1) 施設等に入所している人

(2) 病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院している人

## ● 受給資格認定請求に必要な書類

① 認定請求書（所定）

② 認定診断書（所定）※医師による診断が必要です。

③ 所得状況届（所定）

④ 口座振替依頼書（所定）※ 振込先は請求者（障がいのある人）のみ

⑤ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し（持っている人）

⑥ 障害年金・遺族年金など非課税となる年金を受給している場合、公的年金額（恩給を含む）がわかる書類年金の額がわかる書類（請求者本人のみ）

※ 年金振込通知書など

(1) 1～6月請求の場合：前々年中分

(2) 7～12月請求の場合：前年中分

## ● 申請後の流れ

申請後、判定医へ判定依頼を行うため、約1か月後に結果を郵送でお知らせします。診断書の記載漏れなどにより診断書作成医への照会が必要となった場合は、さらに時間がかかる場合があります。

● 政令に定める障害の程度

【障害認定基準】		
障害児福祉手当		政令別表第1のうち一つに該当
特別障害者手当	単一障害	政令別表第1の8号（内部・その他障害）に該当し、かつ③「安静度表」が1 政令別表第1の9号（精神障害）に該当し、かつ②「日常生活能力判定表」が14点以上 政令別表第2の3～5号（肢体不自由）の一つに該当し、かつ①「日常生活動作評価表」が10点以上
	重複障害	政令別表第2のうち二つに該当
	三重障害	政令別表第2のうち一つに該当し、かつ「認定基準」表の二つに該当
【政令別表第1】		【日常生活動作評価表】（肢体）
第1号 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの 第2号 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの 第3号 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 第4号 両上肢のすべての指を欠くもの 第5号 両下肢の用を全く廃したもの 第6号 両大腿を2分の1以上失ったもの 第7号 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの 第8号 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 第9号 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 第10号 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの		1 タオルを絞る（水をきれ程度） 2 とじひもを結ぶ 3 かぶりシャツを着て脱ぐ 4 ワイシャツのボタンをとめる 5 座る（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を継続する） 6 立ち上がる 7 片足で立つ 8 階段の昇降 ひとりですることができる場合・・・・・・・・・・・・・・・・0点 ひとりですけてもうまくできない場合・・・・・・・・1点 ひとりではまったくできない場合・・・・・・・・2点 注(1) 評価表2の動作については、次の基準で採点 5秒以内にできる・・・・・・・・・・・・・・・・0点 10秒以内にできる・・・・・・・・・・・・・・・・1点 10秒以内ではできない・・・・・・・・・・・・・・・・2点 注(2) 評価表3及び4の動作については、次の基準で採点 30秒以内にできる・・・・・・・・・・・・・・・・0点 1分以内にできる・・・・・・・・・・・・・・・・1点 1分ではできない・・・・・・・・・・・・・・・・2点
【政令別表第2】		日常生活能力判定表
		0点
		1点
		2点
第1号 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が主動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの 第2号 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 第3号 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 第4号 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢の足関節以上で欠くもの 第5号 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 第6号 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 第7号 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの		動作及び行動の種類 (精神) 1 食事 ひとりですることができる 介助があればできる できない 2 用便（月経）の始末 ひとりですることができる 介助があればできる できない 3 衣服の着脱 ひとりですることができる 介助があればできる できない 4 簡単な買物 ひとりですることができる 介助があればできる できない 5 家族との会話 通じる 少しは通じる 通じない 6 家族以外との会話 通じる 少しは通じる 通じない 7 刃物・火の危険 わかる 少しはわかる わからない 8 戸外での危険から身を守る（交通事故） 守ることができる 不十分ながら守ることができる 守ることができない
		安静度表（内部障害）
		1 絶対安静
		2 終日横になっている
		3 短時間離床してよいが主に横になっている
		4 午前午後それぞれ安静時間をとる
		5 午後安静時間をとる。

(裏面)

● 政令に定める障害の程度

【障害認定基準】		
障害児福祉手当		政令別表第1のうち一つに該当
特別障害者手当	単一障害	政令別表第1の8号(内部・その他障害)に該当し、かつ③「安静度表」が1 政令別表第1の9号(精神障害)に該当し、かつ②「日常生活能力判定表」が14点以上 政令別表第2の3～5号(肢体不自由)の一つに該当し、かつ①「日常生活動作評価表」が 10点以上
	重複障害	政令別表第2のうち二つに該当
	三重障害	政令別表第2のうち一つに該当し、かつ「認定基準」表の二つに該当
【政令別表第3】		
第1号 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が主動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視 標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの 第2号 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 第3号 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの 第4号 そしゃく機能を失ったもの 第5号 音声又は言語機能を失ったもの 第6号 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 第7号 1上肢の機能に著しい障害を有するもの又は1上肢のすべての指を欠くもの若しくは1上肢のすべての指の機能を全 廃したもの 第8号 1下肢の機能を全廃したもの又は1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 第9号 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 第10号 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認め られる状態であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 第11号 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの		